

令和7年度第2回小牧市景観審議会議事録

1 開催日時

令和7年7月16日（水）10時00分から11時10分

2 開催場所

小牧市役所 東庁舎5階 大会議室

3 出席委員（名簿順）

瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授
萩原 聡央	名古屋経済大学教授
石田 知早人	小牧市議会副議長
大野 公大	小牧青年会議所
高原 元助	愛知建築士会春日井支部
松浦 孝憲	小牧商工会議所
中嶋 隆	小牧市文化財保護審議会
倉知 日出美	小牧市女性の会
入江 慎介	小牧市市長公室長

4 欠席委員

八木 裕介 小牧市観光協会

5 事務局

舟橋 朋昭	小牧市都市政策部長
川島 充裕	小牧市都市政策部次長
丹羽 智則	小牧市都市政策部都市計画課長
馬庭 貴彦	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係長
立山 由紀子	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係主査
野田 茜音	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係技師

6 傍聴者

4名

7 会議内容

1. 開会

2. 議題

- （1）小牧市屋外広告物条例の制定について
・許可基準の概要について

3. その他

4. 閉会

◆議事内容

【事務局（丹羽課長）】

定刻より早いですが、皆様おそろいになりましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、また足元が悪い中、ご出席いただきありがとうございます。

ただいまより、令和7年度第2回小牧市景観審議会を開催させていただきます。

本日の出席委員は9名であります。

したがいまして、小牧市景観条例施行規則第22条第2項により、本会議は成立いたしております。

次に、会議の開催にあたり、事務局を代表いたしまして、都市政策部長の舟橋より挨拶を申し上げます。

【事務局（舟橋部長）】

改めまして皆様おはようございます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、小牧市景観審議会にご出席賜り誠にありがとうございます。

また委員の皆様におかれましては、日頃より本市の景観行政並びに市政各般にわたりご支援ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて本日は、今年度第2回目の審議会ということで、議題といたしましては、現在制定に向けて作業を進めております、小牧市屋外広告物条例における許可基準の概要についてとなっております。

市の条例制定に伴い、新たに設定する基準もございますので、委員の皆様におかれましては活発な議論をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶と代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（丹羽課長）】

続きまして瀬口会長よりご挨拶いただきます。

よろしくお願いいたします。

【瀬口会長】

先ほど、会議室前のロビーから外を見ていましたが、小牧市は意外と屋外広告物が見えなくて綺麗だなと思いました。

場所によろしいと思いますけど、前回から議論いただいております屋外広告物について、部長からの挨拶にもありましたように、許可基準のことについてご議論いただきたいということです。

簡単でございますが挨拶にかえさせていただきます。

【事務局（丹羽課長）】

ありがとうございます。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。

事前に本日の資料につきましては、次第に記載のとおりであります。

なお、資料1につきましては一部訂正がございましたので、昨日新しいデータをお送りさせていただきました。

不足している資料がございましたら、お申し付けいただければと思います。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは議事に入らせていただきます。

以後の進行につきましては、瀬口会長にお願いいたします。

【瀬口会長】

はい。

それでは次第に従って進行させていただきます。

次第2、議題であります。小牧市屋外広告物条例の制定について、許可基準の概要であります。

事務局からの説明をお願いいたします。

【事務局（馬庭係長）】

会長、都市計画課都市計画係長、馬庭。

それでは小牧市屋外広告物条例の制定について、許可基準の概要についてご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

前回もご説明いたしましたとおり、屋外広告物を表示する際には、設置する場所や面積により小牧市に申請が必要となる場合があります。

その申請があった場合の許可基準を設定するものです。

資料1、スライド番号2をお願いいたします。

まず、屋外広告物の種別にかかわらず、共通して守っていただく基準を共通基準として設けます。1、都市美観または自然景観に調和し、デザイン性にすぐれたものにすること。2、周囲の環境を損なわないこと。3、原色を過度に使用していないこと。4、著しく汚染し、退色し、または塗料の剥離したものでないこと。5、電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないこと。6、広告を表示しない面及び脚部で展望可能の部分は塗装その他の装飾をすること。7、容易に腐朽し、または破損しない構造であること。8、風雨その他の振動、衝撃などにより、容易に破損、落下または倒壊する恐れのないこと。9、交通を妨害するような位置に表示または設置していないこと。10、交通信号機、道路標識などの効用を阻害しないこと、としております。

なお、赤枠で囲ってある部分につきましては、より詳細な基準を設定させていただく予定であり、後程改めてご説明をいたします。

続きましてスライド番号3をお願いいたします。

屋外広告物の種別ごとの基準のうち、申請の多い種別についてご説明いたします。

表の縦軸に広告物の種類、横軸に地域を記載しています。

まず禁止地域においては、原則、自家用広告物や特定の事業所を案内するための案内広告などに限られており、貸し看板などの一般広告は表示できません。

また表示できる広告物についても、広告物の種類にかかわらず、その面積は 20 m²以下としています。

次に許可地域における基準ですが、まず、広告板、広告塔について、指定道路及び鉄道に隣接する区域においては、別表①のとおりとしています。ここで次のスライド番号 4 をお願いいたします。

別表①の内容になります。

接続する道路によって基準を設定しておりまして、Aは高速道路である名神高速、東名高速、中央道の路端から 500m 以上、1,000m までの区間。Bは国道 41 号の路端から 100m 以上 1,000m、国道 155 号及び名鉄小牧線の路端から 1,000m までの区間とし、それぞれで看板の幅や高さ、面積、相互距離の基準を設定しています。

1 つ前のスライド、スライド番号 3 にお戻りください。

許可地域における一般広告以外の自家用広告物などについては、広告表示面積を広告板では 35 m²以下、広告塔では 50 m²以下とし、表の右側の共通事項として、地色に黒色、原色の使用不可、また、高さは 10m 以下としています。

次に屋上広告板、屋上広告塔につきましては、許可地域においては表示面積に原則制限はありませんが、表の右側の共通事項として、耐火性の構造物については建築物の高さの 3 分の 2 以下、木造建築物については、広告表示面積 20 m²以下、地上からの高さを 10m 以下としています。

次に、壁面広告ですが、用途地域が住居系の場合は、表示面積を 20 m²以下としています。

また、共通事項として、窓や開口部をふさがないこと、1 壁面に同一内容のものは 1 個としています。

次に突出広告ですが、こちらは 1 個の表示面積を 15 m²以下とし、道路に突き出す幅や路面からの高さの基準を定めています。

また、交通信号機から 50m 以内ではネオンサインの使用を不可としています。

続きましてスライド番号 5 をお願いいたします。

先ほど説明したもの他、簡易広告物などについての基準です。

こちらは時間の都合上、詳細な説明を省略いたしますが、それぞれ大きさや設置する位置などについて基準を設けています。

続きましてスライド番号 6 をお願いいたします。

適用除外の基準についてです。

広告物によっては禁止地域、禁止物件でも広告物が表示できるとするもの、また、表の一番右の列、許可地域で許可申請不要で設置できるようにする基準です。

まず自家用広告物についてです。

禁止地域の列をご覧ください。

禁止地域においては、広告表示面積が 10 m²以下であれば許可不要、10 m²を超える場合は申請した上で 20 m²まで許可可能としています。

禁止物件については設置不可、許可地域については、広告表示面積が 20 m²以下までは許可不要、それ以上であれば申請が必要としています。

その他、自分が所有する土地や物件を管理する上で必要な広告物である管理用広告物や、

工事現場に表示される広告物、電柱・街灯柱広告、送電鉄塔・ガスタンクに表示する広告物、政治活動に関する広告物、公益施設などに表示する寄贈者名などについて、条件を定めて適用除外としています。

また、表には掲載していませんが、その他に、冠婚葬祭などの広告物や、人車両などに表示する広告物、特定の事業所を案内するための案内広告などを適用除外となる広告物としています。

なお、本日ここまでご説明させていただいた内容は、条例の施行規則に規定される内容で、規制の内容については、愛知県にならって設定しています。

次にスライド番号7をお願いいたします。

ここからは規則の内容を補足する基準として、小牧市で新たに設定する内容になります。

まず、色彩の基準についてご説明いたします。

色彩についてはマンセル表色系を用いて定義します。

マンセル表色系とは、色相、明度、彩度を組み合わせて1つの色彩を表現するもので、数字と記号を用いてマンセル値として表します。マンセル値は色相を1から10の数字と色の記号、明度を0から10、彩度を0から14の数字で表します。

次にスライド番号8をお願いいたします。

①、共通基準個別基準における色の定義として、先ほど説明いたしましたスライド番号2、3、5でありました、原色や赤色といった色について次のように定義します。

まず、地色とは、全体の割合に関係なく背景の部分の色とし、黒色とは色相がなく明度が3を超えないもの。原色とは色相が赤、青、黄で、彩度が12を超えるもの。

赤色とは色相が赤で彩度が12を超えるものと定義します。

次に②、景観重点地区における基準として、彩度の低い色彩を表示面積の2分の1以上使用することとし、彩度の低い色彩とは、色相が赤及び橙については、彩度6以下、黄色については彩度4以下、その他の色については彩度2以下とします。

なお、この色彩については、昨年度策定しました景観計画における建築物、工作物に適用する色彩基準と同等としています。

スライド番号9からは色見本としてお示ししており、スライド番号10から13におけるカラーチャートの赤枠の中は、実際に景観重点地区における彩度の低い色彩を示しています。

スライド番号14をお願いいたします。

冒頭にご説明いたしました共通基準で、交通信号機、道路標識などの効用を阻害しないこととしておりますが、この効用を阻害しないこととして、電光ニュース、デジタルサイネージなどの電光表示その他を利用して、動画の表示などを変えて表示を行うことができる広告について、表示面が交通信号機から5メートル以上離れていることを基準として定めます。

ただし、地理的状況などにより、やむを得ず5メートル以内にしか設置できない場合については、運転者歩行者の視点から、交通信号機の視認性の低下がないことを確認した上で判断することとしています。

以上、簡単ではございますが、許可基準の概要についてご説明させていただきました。

最後にスライド番号 15 をお願いいたします。

今後のスケジュールについてです。

今後につきましては、8 月から 9 月にかけて条例案に対するパブリックコメントを実施する予定としています。

その後、10 月に第 3 回景観審議会でもパブリックコメントの実施結果と条例の最終案をお示しし、12 月に条例を公布し 3 ヶ月の周知期間を経て、来年 4 月 1 日から施行予定としています。

なお、本日ご説明させていただきました基準については、条例を実施していくための手続きなどを補完する施行規則などに記載される内容であり、パブリックコメントの対象とはしておりませんが、基準の内容については、本審議会にてご意見をいただきたく存じますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【瀬口会長】

ただ今ご説明いただきましたことにつきまして、委員の皆様方からご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

前回に引き続きであります。パブリックコメントにかかる前の段階でございますので、ご意見をお伺いしたいと思います。

【石田委員】

概要について説明をいただきました。

今回、小牧市屋外広告物条例、施行規則というものを制定するということですが、もともと愛知県の条例があったかと思いますが、県条例と今回の小牧市の条例で大きくここが違うとか、特徴のあるところはここだというようなところがもしあれば、教えていただきたいと思います。

【事務局（馬庭係長）】

愛知県条例との違いということですが、前回の会議でもご意見をいただきましたので、会議後に追加資料として愛知県条例との変更点をまとめたものを送付させていただいたかと思っています。新たに修正した箇所もございますのでご説明させていただきたいと思っています。

まず、一番大きなところがやすらぎみち、景観重点地区に新たな基準を設けたという点です。

また、公共施設等に設置する案内板について、広告料収入をその施設の設置費や維持管理費に充当する場合は、禁止地域であっても設置が可能となる仕組みが国の屋外広告物に関するガイドラインの改定などに伴って出来てきていますので、その辺りを新たな取り組みとしています。

また、共通基準の内容について、共通基準の 1、資料のスライド番号 2 になりますが、都市美観または自然景観に調和し、デザイン性にすぐれたものにするよう努めること、この辺りは会長のご意見もいただきながら新たに定めたところになっております。

また、事務手続きの内容についてですが、許可の公表に関して、従来は許可した広告物に

許可シールを発行し、看板に貼っていただく仕組みでしたが、今後は許可シールを廃止し、市の公開型 GIS で許可状況を公表していくことを検討しています。

あとは色彩やデジタルサイネージの基準として、先ほど説明させていただいた内容を条例、規則には直接記載はしませんが、規則の内容を補完するものとして、新たな基準として定めていきたいと考えております。

以上です。

【石田委員】

ありがとうございました。

もう 1 点、従来の県条例でいろいろ申請を受けていたかと思いますが、その申請件数は、年にどれくらいか、わかる範囲で結構ですので教えていただきたいです。

【事務局（馬庭係長）】

3 年更新で許可を出しておりますので、年度によって多少バラつきはありますが、大体ですけれども年間 400 件前後となっています。

【石田委員】

ありがとうございます。

400 件ということでございます。手数料も都度、その大きさによって変わってくるかと思いますが、何人ぐらいの職員でご対応されているのでしょうか。

【事務局（馬庭係長）】

手数料につきましては広告の面積や種類、通常の野立看板や壁面広告、あとのぼり旗のような簡易広告物で金額も変わってきます。また許可する期間もそれぞれ決まっており、手数料に違いがあるというところになります。

対応している職員の人数であります、都市計画課都市計画係で事務をしておりまして、担当も含めて 3 人程であります。

【入江委員】

資料のスライド番号 14、デジタルサイネージの基準についてということで、信号機から 5 メートル以上離れているなどの場所についての基準、また、広告板としてサイズですとか色などの基準はあると認識していますが、デジタルサイネージは光りますよね。この照度、明るさ、ルーメンなどについての基準、また、電気を使いますので、省エネルギー型の照明を使用するなど環境への配慮などの基準は今後作られるのでしょうか。

【事務局（馬庭係長）】

デジタルサイネージの基準につきましては、前回の審議会でもご意見をいただいた内容でもありましたので、交通安全の部分に重点を置きまして、信号機の視認性や交通信号機から 5m 以上離すというようなところを設定しております。

それ以外の項目につきましては、他市の事例を参考にしながら今後検討していきたいと考えております。

【中嶋委員】

確認ですが、前回配られた条例案、規則案と今回配られた条例案、規則案の変更はありますか。あればその内容について教えてください。

【事務局（馬庭係長）】

景観重点地区の規制に関する記載箇所を変更しております。前回の案では第6条の適用除外基準の中に記載しておりましたが、今回の案では第6条に景観重点地区という項を設け、適用除外基準以下の項目が1条ずつずれています。規制の内容については前回ご説明させていただいたとおりで変更ありません。

また、先ほどご説明いたしました許可状況の公表について、許可シールに代えて公表していくことを条例第13条に記載させていただきました。

【中嶋委員】

要望ですが、そういうことを示していただけるとありがたいと思います。

【瀬口会長】

変更になったところを赤字で引っ張っておくのですとか、下線を入れておくとかすると分かりやすいかと思います。

【事務局（馬庭係長）】

変更箇所が一目で分かるような資料をお作りして、会議後にお送りいたします。

【高原委員】

広告板とか広告塔について、申請をされてから許可がおりるまで大体どれくらいかかるのでしょうか。

【事務局（馬庭係長）】

事前にご相談をいただきながら内容を詰めさせていただき、申請という形で正式に提出しただいてから約一ヶ月ぐらいかけて、許可を出しているような状況です。

【萩原委員】

3点ほどお尋ねいたします。

参考資料1、条例案の第5条の見出しに許可地域とあります。

愛知県条例にならった形かもしれませんが、中身を見ると、許可の地域だけではなく、例えば色彩であるとか、或いは高さであるとか、そういうことも許可基準として示されていますので、この許可地域という表現でよいかが1点目の質問です。

2点目については、先ほど突出広告にかかる設置基準に関していろいろと書かれていたと思いますが、突出広告、或いは屋上広告塔などの基準に関し、施行規則第9条にあるように安全点検報告書の提出をもって許可をしていくと思うのですが、パブリックコメントの際、条例案だけではよくわからなくて、どちらかというと資料1の3ページ目のような、パワーポイントの資料の方が私たち市民にとってわかりやすい、小牧市として広告物条例をこのように制定していくんだと、特にこの施行規則の別表3の中に、ボルトの緩みなども書かれて

いたと思うので、市民に向けてパブリックコメントを行う際に、こういうことを記載していただけるのかどうか、この点についての質問が2点目です。

3点目ですが、色彩基準に関して細かい基準を資料1のスライド9ページから13ページまでそれぞれ設けられております。

この色彩基準をこういった形で市民に周知するのか、この点について教えていただきたいと思います。

【事務局（馬庭係長）】

1点目の第5条の表記につきましては、市内の禁止地域や景観重点地区を除いた場所については広告物の表示に市長の許可がある、といった地域の説明をする項になります。

その許可の基準に関しては条例第12条について記載がありますので、5条については許可地域という表現にしています。

2点目の突出広告や広告板の安全点検の報告書ですとか管理の部分についても記載されているということで、パブリックコメントの際、条例案だけ載せてもやはり分かりにくいというところはあると思いますので、ある程度解説といいますか、条例の概要をまとめたものもあわせてお示ししながら進めていきたいと考えております。

3点目の色彩基準の周知ということで、今回のパブリックコメントの対象は条例だけとし、それを補足する規則や別途定める基準については、今回の景観審議会でご意見をいただいて定めていくこととしておりますが、今後、条例のガイドラインを作成し、ホームページ等で公表しながら運用をしていきたいと考えております。

以上でございます。

【瀬口会長】

市民に分かりやすくするというのと、設置者が理解するというのと、両方あるように思います。

分かりやすいに越したことはないのですが、設置者は必要に迫られるわけですので一生懸命調べていただけるし、業務としてやっている人は繰り返し習熟していくと思います。

市民に対しては、こういう方針でやっていますということをお知らせしておくと思うか反応がきますので、それが少しずつ向上させていくことに繋がっていきますので市民に分かりやすくすることは大切だと思いますので、よろしくお願いいたします。

【松浦委員】

実務的な問題として、各市町で考え方、とらえ方が違うということを経験したことがあります。例えば壁面広告で20㎡以内という基準がありますが、大きな建物で4面あり、道路も四方にあるというようなところで考えた場合、2面しか同時には見えないと思いますが、同時に見える面積が20㎡以下というところもあれば、単純に壁面広告トータルで20㎡以下にしてくださいということがあったりします。

そういった基準みたいなのは細則などで定められたりするのでしょうか。

【事務局（馬庭係長）】

各自治体で運用がそれぞれというところはあるかと思いますが、小牧市の場合ですと、1度に見える最大の面積、最大可視面積というところでありますが、壁面広告であれば隣り合う2面

の面積が 20 m²以内という運用としています。この内容につきましては、今後作成しますガイドラインに記載をしていくことを考えています。

【瀬口会長】

個別基準の中には入ってこないということですね。

【事務局（馬庭係長）】

基準ではなく運用していく上での取り決めのようなものになるかと思いますので、ガイドラインで考えております。

【瀬口会長】

広告物の見える面積は見る場所に応じて違うわけですね。

広告物全ての面積という形にしておけば客観的にみて分かりますが、見える最大の面積というのはどうチェックされるのでしょうか。

【松浦委員】

おそらく2面の面積を合算されるのではないのでしょうか。

【瀬口会長】

斜めに見た場合と正面から見た場合で見える面積は変わりますよね。斜めから見ると見える面積は減ると思いますが。

【事務局（馬庭係長）】

見た目の面積はそうなるかと思いますが、その広告物の実際の面積で計算いたします。

【大野委員】

スライド番号2の共通基準で、著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したものでないこととありますが、これは個人によって感覚が違うと思います。設置してから何年以上とかいった形だと分かりやすいと思いますが、期間の設定はあるのでしょうか。

【事務局（馬庭係長）】

許可に期間を設けておりまして、広告板などですと最大で3年としています。その後は更新をすることができますが、更新時には、3ヵ月以内に実施した安全点検報告書を提出していただいています。

【大野委員】

もう1点確認ですが、私が所属する青年会議所では年によりイベントを開催したりしますが、その日だけ設置する広告物についてもこの基準は守るべきものなのでしょうか。

【事務局（馬庭係長）】

屋外広告物の定義として、一定期間継続して設置されるものとしており、小牧市では5日を超えて継続して設置されるものを屋外広告物の規制対象としており、イベントなどで短期

間設置するものについては対象外としています。

【瀬口会長】

共通基準の中の周囲の環境を損なわないことやデザイン性に優れたものにするということは許可が必要なくとも従っていただけるといいなという思いはありますが、お祭りだから派手にしたいといった場合もあると思いますので、常識の中でやっていただければと思います。

禁止地域と重点地区以外は許可地域と説明がありましたが、禁止地域がどこかというのは市のホームページ等を見れば分かりますか。

【事務局（馬庭係長）】

どういった場所が禁止地域になるのかは条例に記載があり、ガイドラインにその説明を記載しようと考えております。

【瀬口会長】

文化財や公共施設などは点なのですぐ分かるかと思いますが、幹線道路沿いなど面的な部分は図になっていると市民にとって分かりやすいと思います。

【事務局（馬庭係長）】

地図の公表について今後検討していきます。

【萩原委員】

共通基準の中に、容易に破損、落下などしないようにとか、点検項目にボルトの緩みがないかとありますが、許可をする時に実際に市が点検をするのかどうか、また、3年で更新するとありましたが、更新の際にチェックはするのかどうか、教えてください。

【事務局（馬庭係長）】

更新の際は、設置者に対し安全点検を義務付けており、特に4mを超える広告物については有資格者による点検を義務付けており、写真も添付するようにしていますのでそういった部分で確認をしております。

新規の許可については、広告物の設置前の申請になりますので、添付していただく構造図等で確認を行っています。

【瀬口会長】

ありがとうございます。

他はよろしいでしょうか。

広告物の許可状況の公表について今後検討していくということ、禁止地域の地図についても公表を検討すること、市民に対して分かりやすく周知していくということがあったかと思っています。

本日、大きい修正はなかったかと思いますが、今後、条例案の内容に変更がある場合は会長に一任するということでよろしいでしょうか。

<異議なし>

【瀬口会長】

ありがとうございます。

次に、その他でございますが、事務局から何かございますか。

【事務局（丹羽課長）】

会長、都市計画課長 丹羽。

その他といたしまして、3点ご連絡をさせていただきます。

1点目としまして、本審議会の会議録でございますが、会議終了後、事務局で作成し、委員の皆様にご確認をお願いさせていただきます。

その後、市のホームページにて公開をさせていただきますのでご承知おきください。

2点目としまして、次回の審議会について、でございます。

第3回目の審議会を10月ごろに開催を予定しております。第3回審議会の日程が決まりましたら、開催通知をメールにてご案内させていただきますのでよろしくお願いします。

最後になりますが、ここ数年、気候変動の影響から気温の高い日が多くあり、熱中症の危険性が高まっております。

今年の夏も、危険な暑さが続くと予測されます。エアコンや扇風機の適正利用、こまめな水分補給、適度な休息を取るなどし、各自で熱中症対策を心掛けるようお願いいたします。

事務局からは、以上となります。

【瀬口会長】

その他、会議全体を通して、景観全体を通して委員の皆様から何かございますか。

【松浦委員】

都市計画課所管の内容ではないかもしれませんが、政治活動に関する広告物が適用除外基準の中にあつたかと思えます。

景観の観点から話をあげていくのか、政治に関することなので国の所管になるのか分かりかねますが、この政治活動の広告物が意外と景観を阻害しているように感じています。

【瀬口会長】

ありがとうございます。

政治活動に関するものですので規制していくのは難しいかもしれないですね。

その他なければ、これをもちまして令和7年度第2回小牧市景観審議会を閉会させていただきます。